

山口パッツファイブ U15 規約

第1条（名称）

本チームは、山口パッツファイブ U15（以下、「ユースチーム」という。）と称する。

第2条（運営及び所在地）

本ユースチームは、山口プロバスケットボール株式会社（以下、「本会」という。）が運営し、主たる事務所を山口県宇部市錦町 8-4 に置く。

第3条（目的）

本ユースチームは、15歳以下の選手の強化育成を目的とする。

第4条（構成）

本ユースチームは、U15で構成する。

第5条（入会資格および条件）

本ユースチーム入会にあたって下記の条件を満たすものが入会できる。

- （1）事前に保護者説明会に参加したうえでトライアウトに参加し合格すること
- （2）ユースチームの目的に賛同し、本規約に同意、遵守できること
- （3）日本バスケットボール協会が定める U15 カテゴリの登録条件を満たすこと

第6条（入会金・月謝）

本ユースチームに入会する者は、別に定める所定の入会金および月謝を納入する。

第7条（入会金・月謝の不返還）

入会金、月謝等は、退会の理由を問わず、原則返還しないものとする。

第8条〔受講料の滞納〕

月謝を2ヶ月間滞納した場合退会させることができる。

第9条（指導内容）

本ユースチームは本会及びコーチ陣の指導方針に基づき具体的指導方法を決定する。

第10条（練習日および時間）

本ユースチームは、事前に定められたスケジュールによって練習その他の活動を実施するものとする。

第11条（退会）

選手が退会を希望する場合、退会を希望する前月の15日までに退会届を提出するものとする。

第12条（届出次項の変更）

選手は、住所・連絡先等の変更があった場合は、所定の方法により速やかにその旨を届けなければならない。

第13条（除名）

以下の場合、本会は選手を除名することができる。

- （1）選手および保護者が本規約を遵守せず、改善の要求に対し改善しなかったとき
- （2）本ユースチーム及び本会の品位を貶める行為があったとき
- （3）指導方針及び活動方針への過度な要望があったとき

第14条（スポーツ保険・TeamJBA登録費）

スポーツ保険・TeamJBA登録費は、入会金に含まれるものとする。入会金を支払った翌年度については、選手がスポーツ保険・TeamJBA登録費の費用を月謝とは別途負担するものとする。

第15条（不可抗力による休止・閉鎖）

地震、暴動、国家非常事態、戦争その他の不可抗力事由によって本ユースチームの活動継続が不可能と判断した場合、本ユースチームの活動を休止または閉鎖する。

第16条（個人情報）

本会は、選手の個人情報を適正に取り扱い、本ユースチームの活動以外の目的では使用しないものとする。

第17条（禁止事項）

選手は、本ユースチームにおける活動で得た内部事情、試合及びトレーニングに関する事項、その他知り得た情報を第三者に開示することを禁止するものとし、退会後も遵守するものとする。

第18条（選手の肖像等の使用）

選手の肖像権は、本会が保有するものとし、報道記事・テレビ放映・インターネット等での使用についての権利を有さない。

第19条（施行）

本規約は、2026年4月1日より施行する。